



Bank of Yokohama

**郵政民営化委員会が行う
3年ごとの見直しにあたっての意見**
～ゆうちょ銀行発足後の状況を踏まえて～

2008年11月6日(木)
社団法人全国地方銀行協会
会長行 株式会社横浜銀行

目 次

1. 基本的な考え方	2
(1) 経営規模の縮小	2
(2) 公正な競争条件	3
(3) 地域との共存	4
2. 内部管理態勢について	5
3. 預入限度額規制の見直し要望について	7
4. 新規業務の認可申請について	8

1. 基本的な考え方

(1) 経営規模の縮小

○民間市場に円滑に融合されていくためには、巨大な規模を縮小することが不可欠



- 預金残高には一定の低減がみられるが、180兆円を超える規模は、依然として巨大
- バランスシートの縮小に努め、預金の増強を指向すべきではない

(2) 公正な競争条件

- 政府出資が行われている間は、公正な競争条件への配慮が不可欠
- 民業圧迫を回避しつつ円滑に民間秩序への融合を図っていく必要あり



- 飽和状態にある地域リテール業務(特にリテール向けローン業務)への参入を指向すべきではない
- これまで培ってきた投資運用の実績を活かせる「機関投資家型」のビジネスモデルを目指すべき

(3) 地域との共存

- 「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮」することが不可欠
- 地域のリテール金融市場に本格参入することになれば、地域の金融秩序に歪みを生じかねない



- 郵政民営化委員会は、「地域との共存」という観点にも十分配慮してモニタリングを行うべき

2. 内部管理態勢について

- 他の民間金融機関と同様に、ガバナンスの確立や内部管理態勢の整備・充実が求められる
- 内部管理態勢の不備に起因して問題が生じれば、我が国の金融システム全体に影響が広がることも懸念



- 郵政民営化委員会は、金融庁の検査結果も十分に踏まえ、ゆうちょ銀行の内部管理態勢が民間金融機関として十分な水準に達しているか入念な検証を行い、継続的にフォローを行うべき

〔参考〕リテールバンキング業務に求められる態勢(例)

- 個人情報保護の徹底(重要情報を取り扱うことの認識・事故の根絶)
- グループ会社との情報遮断(グループ内での顧客紹介等の潜脱行為)
- お客様への説明態勢(商品内容や手数料等の十分な説明)
- お客様からの苦情・問合せへの適切な対応
- 「貯金」と「かんぽ」や民間金融商品との誤認防止
- 保険募集に係る弊害防止措置の態勢
- リスク商品の販売に当たっての適合性原則の遵守態勢
- 個別商品ごとの取扱い能力の検証
- 徹底した従業員教育(窓口対応等の高いレベルでの均質化)
- 独占禁止法に則った広告の実施

⇒このような態勢に少しでも不備があれば、お客様に多大な影響を及ぼしかねず、これらの態勢は業務取扱いの大前提となるものである

3. 預入限度額規制の見直し要望について

- 預入限度額を「当面、現行水準に維持する」としている「郵政民営化の基本方針」およびそれを受けた「郵政民営化法」の趣旨にもとるもの
- 真の狙いは「預金の増強(＝規模の拡大)」にあると言わざるを得ず、「肥大化したバランスシートの規模縮小が必要」とする方向性に逆行



- 郵政民営化委員会は、今後、仮に本件について具体的な検討を行うこととなった場合には、十分な調査審議を行うべき

4. 新規業務の認可申請について

- 昨年10月の発足から2か月も経たないうちに、クレジットカード業務や住宅ローン等の代理・媒介業務など、リテール業務を含む新規業務の認可申請が行なわれ、その取り扱いが認められたことは遺憾
- 「規模の縮小」や「公正な競争条件」の確保等が図られないままに、業務範囲がなし崩し的に拡大されていくことにより、地域の金融秩序に歪みを生じる懸念は根強い



- 郵政民営化委員会は、今後の新規業務の認可申請に際しては、十分な調査審議を行うべき

〔参考〕これまで郵政民営化委員会に提出した意見の整理

標 題	「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」に対する意見	「日本郵政公社の業務等の承継に関する実施計画(概要)」に対する意見	ゆうちょ銀行の運用対象の拡大に関する郵政民営化委員会の調査審議に対する意見	ゆうちょ銀行の新規業務に関する郵政民営化委員会の調査審議に対する意見
新規業務の内容			シンジケートローン(参加型)、公共債、信託受益権、株式の売買、貸出債権の取得・譲渡、金利スワップ取引、リバースレボ取引等	クレジットカード業務、変額個人年金保険等の生命保険募集業務、住宅ローン等の媒介業務
日 付	平19. 1. 17	平19. 5. 16	平19. 10. 29	平19. 12. 18
意見のポイント	<規模縮小> 郵政民営化委員会は郵貯銀行の規模縮小の実効性ある道筋を示すべき。 <公正な競争条件> 公正な競争条件が確保されない段階では郵貯銀行の新規業務は禁止すべき。 <地域との共存> 日本郵政は郵貯銀行の「地域金融機関との協業」の内容を示すべき。 <株式上場と新規業務の関係> 株式上場ありきの郵貯銀行の業務拡大には反対。 <内部態勢の整備等> 郵貯銀行の新規業務の審議の際は、国民便益の改善性、収益面の必要性、業務遂行態勢の検証が不可欠。 <ビジネスモデルの方向性> 郵貯銀行は運用面において「機関投資家型」のビジネスモデルを志向すべき。	<規模縮小> 郵政民営化委員会は郵貯銀行の規模縮小の具体的な道筋を示すべき。 <公正な競争条件> 公正な競争条件の確保が郵貯銀行の新規業務進出の大前提。 <地域との共存> 郵貯銀行は地域との共存のあり方を示すべき。 <内部態勢の整備等> 郵貯銀行の新規業務は、業務遂行態勢が適正な水準に達していると確認できたものに限定すべき。 <郵便局会社のあり方> 官業たる郵便局会社は民業圧迫を回避すべき。	<規模縮小>ゆうちょ銀行は一民間金融機関として合理的な規模に縮小を図ることが不可欠。 <公正な競争条件> 公正な競争条件が確保されない段階でのなし崩し的な業務拡大は認められない。 <内部態勢の整備等> ゆうちょ銀行の運用対象の拡大は、十分な態勢整備が必須条件。 郵政民営化委員会は金融庁の検査結果等を踏まえて意見取りまとめをすべき <ビジネスモデルの方向性> ゆうちょ銀行は「機関投資家型」のビジネスモデルを目指すことを標榜すべきであり、運用対象の拡大はそのために必要なものにおいてのみ容認されるべき。	<規模縮小> 一民間金融機関として合理的な規模にまで速やかに縮小を図るべき。 <公正な競争条件> 公正な競争条件が確保されない段階でのなし崩し的な業務拡大は認められない。 <内部態勢の整備等> ゆうちょ銀行は、移行期間において前のめり気味の業務拡大を目指すのではなく、経営効率化と態勢整備を進めることに専念すべき。 郵政民営化委員会は、新規業務の申請に際しては内部管理態勢や業務遂行能力に関する金融庁の検査結果を十分に踏まえた慎重な審議を行うべき。 <ビジネスモデルの方向性> ゆうちょ銀行は、市場が飽和状態にあるリテールバンキング業務への参入ではなく、「機関投資家型」のビジネスモデルを目指すべきであり、移行期間中における新規業務もそのために必要な限度においてのみ容認されるべき。